

「障害者権利条約第1回日本政府報告（日本語仮訳）」に対する意見

[氏名]	日本障害者協議会(JD) 代表 藤井克徳
[住所]	東京都新宿区戸山1-22-1

意見

該当箇所 第1部 総論 I 条約締結に至る経緯と現状-1

意見内容 1 本政府報告の策定過程及び全般的な内容についての市民社会の参画について

第33条の監視の枠組みを担う「障害者政策委員会」とされているが、障害者政策委員会は政府機関である。監視の枠組みには市民社会の参画が求められており、政府報告の策定過程に市民社会の参加が不十分であった旨、課題として明記すべきである。

理由 1 障害者権利条約は、障害のある人が参画し、意見を出し合いながら策定されてきた。権利条約策定の過程を踏まえると、内容も大事だが、その策定過程も同様に重要である。権利条約第4条3項、第33条3項、第35条4項において、政策決定過程や報告書策定過程への障害者および障害者を代表する団体の参加が規定されているにもかかわらず、そうした場が設けられてこなかったので設定すべき。

該当箇所 第1部 総論 I 条約締結に至る経緯と現状-3

意見内容 2 データ不足は報告でも触れられているが、既存のデータ利用もほとんどなく、すでに実施されている調査データなども活用できていないことなども課題として明記すべきである。

理由 2 政府は障害者理解についての調査を行っており、国際比較も実施しているが、その紹介はない。こうしたデータは貴重なものであり、既存データを駆使して報告をまとめていこうという意味がみえない。

意見内容 3 権利条約を批准したことで、障害のある人の生活がどのように改善されたのかについての記述がない。記されている内容は、この条約に基づく義務を履行するためにとった措置である。その措置によってもたらされた進歩に関する包括的な報告が記述されていない。これでは、締約国の報告義務は半分しか果たしていない。政府報告書として課題に踏み込めなかったことを明記すべきである。

理由 3 権利条約第35条の内容が遵守されていない。とりわけ、第35条5項には履行の程度に影響を及ぼす要因及び困難を記載することとされており、報告書としては極めて不十分である。他の市民との平等を実現するために、政府はどのような努力を行うのかが問われている。

該当箇所 第33条 220

意見内容 4 障害者基本法にもとづく第3次障害者基本計画の実施状況の監視を通じて障害者政策委員会による権利条約の監視がなされたとしている。しかし第3次障害者基本計画と障害者権利条約は（関連はするものの）項目も内容も異なるものであり、前者の監視を後者の監視とするのは無理である。そのため、例えば障害者施策の根本課題である所得保障について、その実態に踏み込めていないことを明記すべきである。

理由 4 障害者基本計画の実施状況の範囲内の監視では、日本の障害のある人の暮らしの全般が権利条約を批准したことで改善したのか、残された課題がどこにあるのかなどが明確にならない。本来であれば、国の責任において障害のある人の貧困の状況を明らかにすべきであろう。OECDで発表されている障害者の貧困率などのデータに日本のデータはない。改善すべき重要な問題である。

該当箇所 斜体部分(障害者政策委員会の指摘)

意見内容 5 障害者政策委員会での意見が、8点にわたって報告書本文に記載されているが、政府の意見ではなく障害者政策委員会の意見であることが明記されており、本文上での扱いが不適切である。障害者政策委員会による指摘について、政府としても問題意識を共有した旨、明記すべきである。

理由 5 政府は、報告に率直に障害のある人の置かれている状況を記すことが求められているし、障害当事者の声を反映させる過程を軽視し、国連に報告することの意味や意義が十分でない。

該当箇所 付属

意見内容 6 付属資料のデータには目次がない。各データが条約の第何条についてのデータなのかの説明もない。「政府報告」本文のなかでもどのデータを参照すべきかの指示がない。データの網羅性、適切性、理解のしやすさなどにも改善すべき点はあるが、これらの最低限の形式要件を守るべきである。

理由 6 最終的な提出時には改善しようと考えておられたのだとは思いますが、念のため意見を出しました。